四日市市告示第　　５３８　号

道路法(昭和２７年法律第１８０号)第１８条第２項の規定に基づき、次の市道の路線の供用を開始する。

なお、その関係図面は、四日市市都市整備部道路管理課において、公示の日から３週間一般の縦覧に供する。

令和８年　１０　月　　１４　日

四日市市長　森　智広

都市整備部　道路管理課

（供用開始）

整　理 番　号	路線名	起　　点 終　　点	幅員(m)	延長(m)
1	蒔田41号線	蒔田四丁目89-1 蒔田四丁目89-5	5.0～7.8	33.8